Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成 31年 2月 25日 総合政策局 海洋政策課 海事局 海洋・環境政策課

船舶 SOx 排ガス洗浄装置への非合理な地域規制の導入を IMO で牽制

~ IMO(国際海事機関)汚染防止・対応小委員会第6回会合開催結果 ~

IMO は、2 月 18 日~22 日に汚染防止・対応小委員会第 6 回会合を開催しました。本会 合では、SOx スクラバー(排ガス洗浄装置)の排水についての科学的根拠のない地域規制 の導入を抑止すべく、日本から環境影響に関する検証結果とスクラバーの排水を禁止しな いことを周知したほか、不正な燃料油の使用防止などのために策定する SOx 規制の統一的 <u>実施ガイドライン案を最終化</u>しました。

今次会合の概要は以下のとおりです。

1. スクラバーの排水の環境影響に関する検証結果の周知 (別紙 1 参照)

スクラバーは、従来の廉価な高硫黄重油を使用するこ とができるだけでなく、低硫黄燃料油の需要を分散させ、 燃料油の需給・価格の安定化に資するため、2020年SOx 規制への円滑な対応に向けて、重要な方策の1つです。

しかし、現在一部の地域においては、科学的根拠を示 すことなく排ガス洗浄装置からの排水禁止を導入する動 きがあります。一方、我が国は、生物試験や成分分析、 シミュレーションによる排ガス洗浄装置の排水の環境影 響に関する検証を行い、短期的にも長期的にも排水が環 境に影響を与える可能性は著しく低いとの結論に至って います。

我が国は、今次会合において、諸外国に対して非合理 な規制導入の抑止を図るべく、上記検証結果を発表する とともに、スクラバーの排水を禁止しないことを表明し ました。発表に対し、多くの国や業界団体から議場内外 で、謝意とともに日本の調査結果を参考にしたい等の問 い合わせが相次ぎ、大きな関心を得ました。





発表の様子

2. SOx規制の統一的実施ガイドライン案の最終化 (別紙2参照)

SOx規制に伴い、安価な基準不適合燃料油の不正使用などにより、外航海運の競争 が不当に歪められることが懸念されています。このため、IMO・PPRでは昨年2月より、 不正対策などを含む規制の統一的な実施方策に関する審議を実施しており、今次会合 では、燃料供給者への監督措置や不正情報の共有など、我が国の提案を盛り込んだガ イドライン案をとりまとめました。

本ガイドライン案は、本年5月の第74回海洋環境保護委員会(MEPC74)にて最終的 な採択の審議が行われる予定です。

(その他の審議結果の詳細については別紙3をご参照ください。)



<問合せ先> 代表 03-5253-8111 総合政策局 海洋政策課 大西

(内線:24-362)

海事局 海洋・環境政策課 岩城、齋藤 直通:03-5253-8266 FAX:03-5253-1549 直通:03-5253-8118 FAX:03-5253-1644

(内線: 43-923、43-922)